

一般社団法人住宅長期支援センター 会 員 会 則

(目的)

第1条 当会則は、一般社団法人住宅長期支援センター(以下 当センター)の設立趣意書及び定款を遵守して定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当センターは次の会員を定める。

- 1、正会員 建設業許可(建築一式工事、その他当法人が認めたもの)を取得している工務店、リフォーム業者等の建設工事に係る事業者、建築士、もしくは不動産事業者等で、当センターの目的に賛同し入会するものとする。
- 2、賛助会員 建設業及び住生活に係る流通、商社、メーカー等の事業者で、当センターの目的に賛同し入会するものとする。

(入会・会費等)

第3条 会員(正会員、賛助会員)は入会に際して入会申込書を提出後、理事会の承認を得て定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2、前項の承認を受けたものは、入会金と初年度の年会費の納入をもって会員の資格を取得する。
- 3、会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金はその理由の如何を問わず、これを返還しない。
- 4、会員は事務局から会費納入について請求があった日から4ヶ月以内に入会金および会費を支払わなければならない。また更新(継続)会費についても同様とする。尚、請求があった日とは、最初に行われた請求日とする。

(休会)

第4条 会員より請求があった場合、休会を認め、休会期間中の会費は徴収しない。但し休会期間は1年以内としこれを超える場合は、復会時に新たに入会金を支払わなければならない。

(退会)

第5条 会員は事情が生じ退会する時は、一ヶ月前までにその旨事務局に書面を提出し、会費などの未払い分の清算を速やかに行う。

- 2、会員の資格を喪失した者は、会員の権利一切を失う。退会時には会員にかかわる資料を速やかに返却し、以後会員と思しき紛らわしい行為をしてはならない

(会員の権利)

第6条 会員は、当センターが提供するサービスが利用できる。ただし利用にあたり、サービス毎に無料及び有料の費用が発生するものとする。

(会員の義務)

第7条 会員は、設立趣意書において目指す良質な住宅ストック形成に向け活動する。

- 2、会員は、当センターの名誉、信用を失墜する行為をしてはならない。
- 3、会員は、当センターの目的を理解し、円滑なる運営に協力しなければならない。
- 4、会員登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更届を当センターに提出し、登録情報を変更しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名とし、会員資格を喪失する。

- 1、会員が定款、会則に違反又は会員としてふさわしくないと判断したとき
- 2、当センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3、会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又は関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合、若しくはこれが判明した場合 ただちに会員資格を喪失する。
- 4、その他除名すべき正当な事由があるとき
- 5、第3条、第4条、に違反した場合、ただちに会員資格を喪失する。

(会則の変更)

第9条 当センターは、運営上不利益が生じ止むを得ないと判断した場合は理事会の承認を得て会則の変更をする。その場合は、変更後の規定に従い取り扱うものとする。なお、当センターの任意の変更によって損害が生じたとしても、当センターは一切の責任を持たない。

附則 2016年4月1日から施行する。

2019年4月1日 理事会 改訂